

令和 6 年 3 月 25 日

令和 6 年守山市議会 3 月定例会議員提出会議案

令和 6 年 3 月 25 日

令和 6 年守山市議会 3 月定例会議員提出会議案目次

会議第 1 号	守山市議会委員会条例の一部を改正する条例案	・ ・ ・ ・ ・	3
会議第 2 号	市長の専決処分事項の指定につき議決を求めることについて	・ ・ ・ ・ ・	5
意見書第 1 号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報公開を 求める意見書	・ ・ ・ ・ ・	7
意見書第 2 号	裏金問題の徹底解明と企業・団体献金の禁止を求める意見書	・ ・ ・ ・ ・	9
意見書第 3 号	すべての原子力発電所の即時稼働中止と廃止を求める意見書	・ ・ ・ ・ ・	11
意見書第 4 号	訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等を求める意見書	・ ・ ・ ・ ・	13

会議第 1 号

守山市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 25 日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 田中 尚仁

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 川本 航平

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

守山市議会委員会条例の一部を改正する条例案

守山市議会委員会条例（昭和 38 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建設部の所管に属する事項

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

会議第 2 号

市長の専決処分事項の指定につき議決を求めることについて

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 25 日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 田中 尚仁

賛成者 守山市議会議員 筈井 昌彦

市長の専決処分事項の指定につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分事項の指定についてのうち、第3項中「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

議決による改正後のこの専決処分事項は、令和6年4月1日から施行する。

意見書第 1 号

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報公開を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 25 日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報公開を求める意見書

世界保健機関（WHO）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR 2005）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（パンデミック条約）を新しく制定する協議が、2021年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。2024年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

経過として、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び改正案では、「加盟国がWHOの勧告に従うことをあらかじめ約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる」、「WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う」、「ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる」等の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは、言い難い状況にある。よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在、WHO総会で行われている、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 2 議員、有識者、その他国民から意見を聴取する手続きを早期に開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月25日

滋賀県守山市議会議員 西村 弘樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

宛

意見書第2号

裏金問題の徹底解明と企業・団体献金の禁止を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月25日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

裏金問題の徹底解明と企業・団体献金の禁止を求める意見書

自民党派閥の政治資金をめぐる裏金問題に国民の批判と怒りが沸き起こっている。国会議員のパーティー券販売が政治資金収支報告書へ未記載だったことや、販売ノルマを超える部分がキックバックとして裏金づくりに充てられていたことは、政治資金規正法上の不記載・虚偽という犯罪であり、政治資金規正法の目指す「政治活動の公明と公正」を侵害し、「民主政治の健全な発達」を妨げるものである。また、裏金は課税所得であり、所得税の脱税の疑いも濃厚である。

現行の政治資金規正法は、政治家個人への献金が「賄賂」になりやすいため、企業献金を受けられる政治団体を政党と政治資金団体に限っている。しかし、パーティー券代は派閥のような一般の政治団体でも企業の購入が可能であり、また、寄付であれば5万円以上は収支報告書に記載すべきだが、パーティー券収入は20万円を超えた場合に、購入者の記載を義務付けるに過ぎず、自民党派閥のパーティー券収入の約8割が、誰がいくら購入したのか分からない。

裏金を還流させる仕組みができたのはなぜなのか、中心になっていたのは誰か、裏金の使途はどうなっているのかなど、まだ明らかになっていない疑問が山積している。国民の政治への信頼を取り戻すため、関係者の証人喚問を含めて、徹底的に事件の全容の解明を行い、責任を明確にすべきである。

守山市議会は、政府および国会に対し、金権腐敗政治を一掃するために下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 裏金づくりに関与した政治家全員の証人喚問を行い、全容解明すること。
- 2 政治資金パーティー券購入を含めて企業・団体献金を全面的に禁止すること。あわせて政党助成制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

滋賀県守山市議会議長 西村 弘樹

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長

宛

意見書第3号

すべての原子力発電所の即時稼働中止と廃止を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月25日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

すべての原子力発電所の即時稼働中止と廃止を求める意見書

能登半島地震は、甚大な被害をもたらした。被災者は今もなお先の見えない生活が続いている。一日も早い復旧、復興が求められる。

そのような中、志賀原発が重大事故を起こさなかったことに胸をなでおろす。志賀原発のある志賀町南部が震度6弱にとどまったこと、志賀原発敷地が地盤の隆起を免れたこと、何よりも志賀原発が停止中であったことが、重大事故を回避できた要因である。

かつて珠洲市には10基もの原発を建設する計画があった。しかし、地元の人々の必死の反対運動によって、電力会社はこの計画を断念した。この珠洲原発建設予定地であった高屋地区は、今回の地震のM7.6震源の直近である。もし珠洲原発が建設され稼働していたら、今回の地震で福島原発事故と同じ被害、もしくはそれ以上の被害となっていた可能性がある。

地震と原発事故の複合災害では、どのような避難計画も「絵に描いた餅」である。稼働中の原発が今回のような巨大地震で事故を起こせば、住民は多数の家屋倒壊や道路寸断により、避難も屋内避難もできず、被爆を免れることが出来ない。今回、モニタリングポストは15カ所も壊れて計測が出来なかった。自ら被災した自治体職員が、地震被害対策に加えて住民の被爆対策までできるはずがない。

能登半島地震は、地震国日本において原発がいかに危険かを教えている。今回の地震を教訓にして、日本の原子力政策を見直すべきである。

よって、本市議会は国に対し、老朽原発はもちろん、すべての原発稼働を直ちに中止し、即時廃止へ決断するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

滋賀県守山市議会議長 西村 弘樹

内閣総理大臣
環境大臣
経済産業大臣

宛

意見書第4号

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月25日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等を求める意見書

政府・厚生労働省は令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬を引き下げようとしている。

政府が基本報酬引き下げの根拠としている厚労省の「2023年度介護事業経営実態調査」では、全介護サービス平均の収支差率（利益率）が2.4%なのに比べ、訪問介護は7.8%であり、平均収支差率（利益率）が高いことを引き下げの理由にしている。

ところが、収支差率が「0%未満」の訪問介護事業所が36.7%（回答した1,311事業所のうち481事業所）を占め、「赤字」状態であることがわかった。この比率からすると、全国約3万4,400カ所（2022年4月）の訪問介護事業所のうち、赤字となっている事業所は1万2,600カ所以上に上っていることが推測される。また、訪問回数が月400回以下は、収支差率が1%以下だが、訪問回数が月「2,001回以上」は13%台と、10倍以上の開きがある。ヘルパーの移動時間がほとんどない集合住宅併設型や、都市部の大手事業所が「平均値」を引き上げている。今回の訪問介護報酬の引き下げが実施されれば、小規模事業所らが閉鎖・倒産に追い込まれる可能性もあり、「在宅介護の崩壊」が現実になりかねない。

よって、政府におかれては、訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、至急見直しを行い、経営が悪化している小規模な訪問介護事業者など地域や経営の実態に応じた報酬引き上げを行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

滋賀県守山市議会議長 西村 弘樹

内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛